

## 未査定液体物質の査定結果（案）

### 【制度の概要及び経緯】

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第9条の6第2項の規定に基づき、船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は国土交通大臣にその旨届出を行うこととされています。

また、同法第9条の6第3項に基づき、国土交通大臣は当該届出を環境大臣に通知し、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うこととされています。

平成28年6月29日付けで、同法第9条の6第2項の規定に基づく船舶による未査定液体物質の輸送に係る届出がありました。また、同年7月15日付けで、同法第9条の6第3項に基づき、国土交通大臣から環境大臣にその旨通知がありました。このため、環境大臣は、同法第9条の6第3項の規定に基づき、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行いました。

### 【査定結果】

同法第9条の6第3項の規定に基づく未査定液体物質の査定結果（案）は、以下のとおりとなりました。

物質名称：アクリル酸アルキル、スチレン及びメタクリル酸アルキルの共重合体（分子量が三十万以上六十万以下のもの及びその混合物に限る。）

査定結果：Y類物質

有害性の程度に応じ定める係数：1

【参照条文】

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）  
（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油 及びこれらの油を含む油性混合物（国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗淨水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）において管理されるものをいう。

四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗淨水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

五～十八 （略）

（船舶からの有害液体物質の排出の禁止）

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。（以下略）

(未査定液体物質)

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

2 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

4 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。

5 ~ 6 (略)